

## 公共工物品質確保法の「基本方針」26日閣議決定

～ 公共工物品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 ～

「公共工物品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）」の第8条の規定に基づく「基本方針」が、8月26日閣議決定されました。

基本方針は、公共工事の発注者である国、特殊法人等及び地方公共団体が公共工物品質確保の促進を図るため取り組むべき基本的な方針について定めたものです。

基本方針では

発注関係事務を適切に実施しなければならないこと  
技術的能力の審査、技術提案の審査・評価の実施方法等  
工事の監督及び検査並びに施工状況の確認、評価の基準類の整備  
国・都道府県による支援策  
発注者間の協力体制の強化を図ることなどが明記されています。

九州地方整備局では

総合評価方式の導入拡大(直轄工事)を促進します。  
国・県による市町村への支援策等について、今後具体化し実践して行く予定です。  
発注者間の協力体制の強化が図れるよう、連携組織の拡充について検討しているところです。

### 【問い合わせ】

九州地方整備局 企画部  
技術管理課長 久保 朝雄 (内線3311)  
電話 092-471-6331(代表) 092-476-3546(直通)  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/hinkaku/index.html>